



(第3回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ

市民社会が権力構造と対等になるために (法のエンパワメント)

2024年 6月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子 (日本法)

アフリカ社会と法律を学ぶにあたって、多くの国で「法」が広く慣習法や慣習に基づく首長制度を含むこと(「代替司法制度」)、アフリカの法制度は、「結局この法制度があって私たち(市民)の地域は豊かになるのか」という問いとともに語られることを紹介している。

その中で避けて通れない問いが、国家と市民の関係を考える際に法律や制度はどういった役割を果たしているかという点だ。市民は法律や司法制度に対してどういう形で関わることができるのか。そもそも市民が法律や制度について知らないのではないか。

近時、「法制度は貧困を克服するための道具になっていないのではないか。むしろ社会の繁栄や安全に対する障壁となっていないか」、「貧困層が法を体験する方法を変革し、制約的な体験からエンパワメントへと移行させることが必要ではないか」といった内容の法のエンパワメント(Legal empowerment)の議論が活発になっている(*1 Cisse)。その一つとして、アフリカ各地、特に旧イギリス植民地だった東南部で活躍しているパラリーガルという制度について紹介する。

*

農村部に行くと必ずパラリーガルに会う。パラリーガルの仕事は広く法的支援だ。日本では法律事務所で弁護士とともに仕事をすることが多く一般市民にはあまりなじみがない職業だが、アフリカ各国のパラリーガルはその逆で、コミュニティ活動の最前線にいるため一般市民にとっては弁護士よりなじみがある。

例えばザンビアでは、非弁護士の法的扶助サービス提供スキームが公式に国の政策(Legal Aid Policy)の中で認められている(2018年)。よりコミュニティに近い業務を行う者から弁護士に近いプロフェッショナルな業務を行う者まで、専門性に応じて3段階に分けて研修が提供され、研修が完了した者から実務に入る。仕事内容や形式は多岐にわたり、「地域社会における法教育」から、「個別案件における法的情報提供、助言、調停に至るまで」の「法律扶助サービス」と規定されている(法律扶助委員会資料 RATIONAL (2.0))。

ザンビアも他のアフリカ諸国の例にもれず、弁護士の数が少ない。人口約200万人に対して弁護士人口は1906人(2020年時点)。さらにその中で裁判を遂行できる裁判弁護士の資格を持つ者は280人程度と言われる。

その不足をカバーするために、2000年以前からパラリーガルたちの活躍が市民社会の取り組みとして始まり、この民間発のイニシアティブが2018年に国家資格制度として法制化された。プロジェクトベースとして始まったというパラリーガルの特性によって、今もその仕事スタイルは市民社会に近い。弁護士との境目はあいまいというより、法廷弁護のように「弁護士の専権とされている仕事以外」と広い。法律扶助委員会の資料では、「パラリーガルの中には、弁護士のバックアップを受けて働く者もいれば、所属する市民社会組織(CSO)によって監督される者もいる」と書かれている。

日本では法律業務は弁護士や弁護士法人が行うため、弁護士資格のない者が報酬を得て法律業務を行う「非弁活動」が規制されているが、裁判所や弁護士といった「公式司法」に携わる人材が少ないザンビア（をはじめとした各国）ではそう悠長なことも言っていられないということだ。

*

法律家人口が少ない国々で、司法を身近にするというパラリーガルの活動は「法のエンパワメント」の一環だと言われている。

たとえば傷害やDVの事件があったときに、パラリーガルは被害者を警察や裁判所、病院にエスコートするような被害者側のサポートをすることもあれば、加害者側の弁護を引き受ける弁護士を探して書類作成を手伝うといった逆側のサポートをすることもあればある。警察や病院へ行く被害者に付き添う初動のエスコートは、DVのようなGBV（ジェンダーに基づく暴力）事件のときには特に重要だ。警察のいわゆる派出所や裁判所が少ない地方部では、被害者が警察に通報するに至るまでにたくさんの関門がある。そもそも警察が遠いのですぐに行けないことが多い。被害が家や村の中で起こることが多いこうした事件は、いったん家に帰ってしまったら通報をやめるようにというプレッシャーがかかる。捜査が始まるまでに必要な証拠が消されることもある。「泣き寝入り」は多くの国で起こっている。

同様に、被疑者や被告人となった側のサポートも今の法曹人口だけでは到底まかなえない。訴訟は本人訴訟であることが多いし、十分な法的弁護がなされていないことも多い。「刑事被告人」は各国で「脆弱層」とも言われている。法廷弁護以外のサポート、書類集めや証拠作成といったことができるパラリーガルは逆サイドからも重宝されている。

ここではパラリーガルは、市民社会と司法機関をつなぐ役割を担っている。市民がより司法にリーチしやすくなるため—「司法アクセス」の改善のためだ。

*1 Cisse, H., "Legal Empowerment of the Poor: Past, Present, Future" (2013)

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



<著者>



原口 侑子

One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia

日本法弁護士

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。

また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院 (University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (<https://www.soas.ac.uk/>) (社会人類学修士課程) に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。